

質疑・回答書

告示番号		豊中市告示第271号	件 名	利倉橋詳細設計委託
No	質疑事項			回 答
1	撤去設計について 設計書(内訳書第1号)によると、既設橋の撤去設計について、 「既設橋撤去設計」が、架設工法Ⅲ(1工法)で計上されています。 「上部工の撤去」と考えて良いのでしょうか？			その通りです。

豊中市総務部契約検査室 TEL 06-6858-2075・2076
 FAX 06-6858-7225
 E-mail keiyaku-kouji@city.toyonaka.osaka.jp